

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年10月30日
- (2) 処分の量定 免職
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和6年7月上旬に、学校内のトイレで生徒に対する盗撮行為を行った

○不正受給・信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年10月30日
- (2) 処分の量定 減給10分の1 1月間
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和6年8月25日に開催された大会への生徒引率に係る出張において、事前に自家用自動車に生徒を同乗させて移動する計画を企てた上で、出張旅費並びに公費及び県費外会計から支出される生徒の交通費を不正に受給することを目的として、公共交通機関を利用しての出張という虚偽の申請を行い、28,452円を不正に受給した。
また、実際に自らの計画に従い、校長の使用許可を受けないまま自家用自動車を出張に使用したばかりか、同乗の許可を受けないまま生徒2名を同乗させた。

○自動車運転死傷処罰法該当（過失運転致傷） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年10月30日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 自家用自動車で運転走行中、交差点を右折しようとしたところ、横断歩道を横断歩行する被害者及びその安全の確認が不十分なまま、進行したことにより衝突し、被害者を転倒させ、加療約3週間の傷害を負わせる人身事故を起こした。